

運送事業者 の皆さまへ

貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金

申請の手引き

1 支援金の概要

この支援金は、全国的な燃油価格高騰の影響を大きく受けている貨物自動車運送事業者に対し、支援金を給付することで事業者の事業継続への一助としていただき、本市の経済を支えている輸送体制の維持を図ることを目的とするものです。

2 対象となる事業者

下表①～④の全てに該当する事業者を対象とします。

①	佐世保市内に本店又は事業所を有する中小企業者（個人事業主含む。）であること ※中小企業者とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人をいう
②	令和6年4月1日以前から貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）で定める貨物自動車運送事業を営業しており、今後も事業継続の意思がある事業者であること
③	市税を滞納していないこと（または、市から納付の猶予を受けていること）
④	暴力団等に関与していないこと

3 対象車両

①	令和6年4月1日以前から事業用として使用（稼働）しており、以後も継続して使用（稼働）している車両 （ただし、買替等を行っている場合には、個別に審査します）
②	自動車検車証の使用者住所が佐世保市内である車両
③	用途が貨物である車両
④	道路運送車両法による 普通自動車 小型自動車 ※霊柩車および2輪車は除く
⑤	事業用である車両
⑥	燃料の種類が、軽油 または ガソリンである車両
⑦	自動車検査証の有効期間の満了する日が申請日時点で有効である車両

4 支援金の額

- | | |
|-------|---------------|
| ■普通貨物 | 1台につき、38,500円 |
| ■小型貨物 | 1台につき、19,500円 |

5 申請の方法等

(1) 受付期間

令和7年4月1日（火）～令和7年6月30日（月）

(2) 申請方法

申請書に必要事項を記入の上、必要な書類を添付し、郵送にて提出してください。
できるだけ郵便物の追跡ができるレターパック等をご利用ください。

※令和7年6月30日（月）までの消印有効

※本支援金は、受付期間において1事業者1度のみ申請が可能です。申請台数の漏れが無いよう十分確認の上、申請して下さい。

(3) 申請に必要な書類

①	貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金申請書（様式1）
②	貨物自動車運送事業許可書の写し
③	申請者名義の振込先口座の通帳の写し ※紙媒体の通帳がない場合は、WEB通帳の画面の写しなど口座情報がわかるもの
④	対象車両一覧（様式2）
⑤	自動車検査証（車検証）の写し ※有効期間の満了する日が申請日時時点で有効であるもの
⑥	対象車両の写真（様式3）
⑦	令和6年4月～12月の乗務記録、運転日報等の写し（車両の稼働状況がわかるもの）※任意の1日分 ※令和7年1月以降に車両の買替を行っている場合はお問い合わせください

佐世保市ホームページに申請書の様式などを掲載しておりますのでご覧下さい。

(4) 郵送先 (〒封筒等に切り取ってご使用ください)

-----キリトリ-----

〒857-8585

佐世保市八幡町 1 番 1 0 号

佐世保市商工労働課 貨物自動車支援金 担当宛

-----キリトリ-----

6 給付の決定

- 申請書類の審査の結果、支援金を給付する旨の決定をしたときは、支援金を支払うことで通知に代えます。

通帳には、「サセボシカモツシエンキン」と記帳されます。

(審査には 10 日程の日数を要します)

- 審査の結果、支援金を給付しない旨の決定をしたときは、後日不給付に関する通知書を送付します。

7 その他注意事項

- 本支援金の審査に当たり、佐世保市が長崎運輸支局または長崎県警察に対し、貨物自動車運送事業に関する許可等の状況を確認する場合がありますので、同意の上で申請してください。
- 支援金の給付決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、支援金の給付決定を取り消し、支援金を全額返還いただくとともに、支援金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金の納付を求めることがあります。
- 申請内容に不正があった場合には、支援金の給付を受けた事業者名などの情報を公表することがあります。
- 申請書類に記載の情報を、公的機関(税務当局、警察等)から法令等に基づき提供要請があった場合に提供する場合がありますので、同意の上で申請してください。
- 申請書類の提出後、申請内容に誤りがあることなどが判明し、給付要件に該当しなくなった場合は、速やかに市に申告してください。

【お問い合わせ】

佐世保市役所商工労働課

電話番号 0956-24-1111 (内線3007)